

大阪市立校園用

# 特別支援教育

## コーディネーターガイドブック



大阪市教育センター

## はじめに

平成 18 年度の学校教育法等の一部改正により、平成 19 年 4 月 1 日から特別支援教育が全国の学校園で本格的に実施・推進されております。

文部科学省では、特別支援教育の理念を「障害のある幼児児童生徒の生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とし、さらに「障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と示しております。これは本市が教育活動の基盤として進めてまいりました人間尊重の教育に軌を一にするものであり、特別支援教育の推進は本市が目指してきた教育をさらに発展させることにつながると受け止めております。

これまで、大阪市教育センターでは、各校園の特別支援教育推進のキーパーソンとなる“特別支援教育コーディネーター”の養成を目指し、本格実施になる前年の平成 18 年度に各校園より 1 名ずつ参加しての「特別支援教育コーディネーター養成研修」を実施しました。平成 19 年度からは、この研修を特別支援教育コーディネーター養成研修の入門コースと位置づけ、更に入門コース修了者を対象に「特別支援教育コーディネーター養成研修 フォローアップコース」を、また、平成 20 年度からはフォローアップコース修了者を対象に「特別支援教育コーディネーター養成研修スキルアップコース」を実施し、各校園の特別支援教育コーディネーターの養成及びその専門性の向上に取り組んでまいりました。

現在、入門コースの修了者が 791 人、フォローアップコースの修了者が 283 人になり、昨年度と今年度実施したそれぞれのコースの「研修効果測定」の結果からも、これらの研修が日ごろの実践に効果的に働いていることが明確になりました。しかし、一方で、「何から手をつけていったらいいのか戸惑っている。」「具体的な 1 年間の活動がイメージしにくい。」などの声も聞かれました。そこで、研修の成果を生かし、課題の解決を図ると同時に、各校園における特別支援教育コーディネーターの活動がより充実することを目指して、今回「大阪市立校園用 特別支援教育コーディネーターガイドブック」を作成いたしました。

各校園におかれましては、このガイドブックを参考に、これまで取り組んできた実践を振り返り、検証するとともに、これまでの疑問点・課題等を解決し、新たな実践に取り組み、特別支援教育のますますの深化・充実を図っていただきたいと思います。また、ご活用いただいたご意見・ご感想などをお寄せ頂きたく存じます。それらをもとに、より充実したガイドブック作成に取り組みたいと考えております。

最後に、このガイドブックを各種資料とあわせてご活用いただき、幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実に努めていただきます様お願い申し上げます。

平成 21 年 3 月

大阪市教育センター  
所 長 後 藤 幸 雄

## 目 次

はじめに

目 次

特別支援教育コーディネーターの1年間の活動

<理論編>

1、特別支援教育の概要	—————	1
2、特別支援教育コーディネーターの役割	—————	2
3、発達障害の理解と支援	—————	4
4、個別の教育支援計画・個別の指導計画	—————	6
5、校内の支援体制づくり	—————	8
6、保護者との連携	—————	9
7、関係機関との連携	—————	10

<実践編> ～1年間の活動に沿って～

1、引継ぎ資料の確認・整理	—————	11
2、特別支援教育年間推進計画の提案	—————	12
3、関係機関担当者との打ち合わせ	—————	14
4、巡回相談の申し込み	—————	15
5、校内委員会の開催	—————	16
6、保護者への周知	—————	18
7、実態把握の実施	—————	19
8、要支援児の情報収集	—————	23
9、保護者の教育相談	—————	26

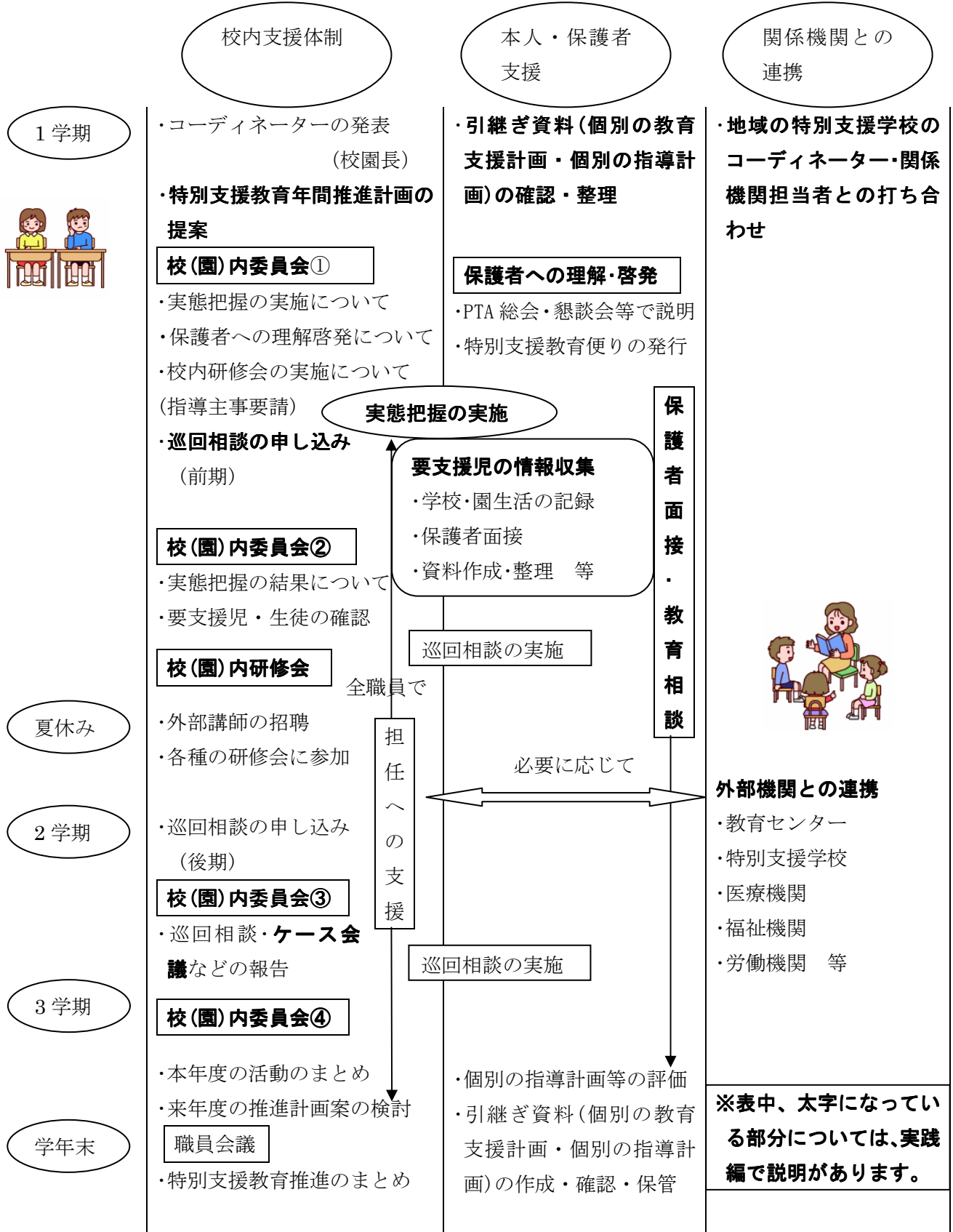
10、校内研修会の開催	—————	27
11、ケース会議の開催	—————	31
12、外部機関との連携	—————	33



# 特別支援教育コーディネーターの1年間の活動

特別支援教育コーディネーターの1年間の主な活動例をご紹介します。

コーディネーターに位置づけられたら、下記のような1年間の活動の流れを参考にしながら取り組んでみましょう。



## 【 理 論 編 】

## 1、特別支援教育の概要

### ○ 特別支援教育について

改正学校教育法の施行に伴い、平成19年4月1日より全国の学校園で特別支援教育が本格的に実施・推進されています。

文部科学省は平成19年4月1日付の「特別支援教育の推進について(通知)」の中で、特別支援教育の基本的な考え方、留意事項などをまとめて示しています。そこでは、「特別支援教育の理念」として、下記のように述べられています。

#### <特別支援教育の理念>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、わが国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

### ○ 大阪市の特別支援教育を支える仕組み

本市では、「大阪市特別支援教育連携協議会」(教育・福祉・医療・労働など関係部局によるネットワーク)を設置し、特別支援教育推進体制の整備を図り「ともに学び、ともに育つ教育」の推進に取り組んでいます。詳細は、平成19年(2007年)3月に教育委員会より発行されたリーフレット「大阪市の特別支援教育ー広げよう つなげよう 理解と支援ー」を参考にしてください。(大阪市教育委員会指導部のホームページ参照 <http://www.ocec.jp/shidoubu/index.cfm/9,html>)

また、各校園を直接支援する仕組みとして以下のことに取り組んでいます。

- ・ 発達障害支援体制モデル研究
- ・ 発達障害支援 巡回相談
- ・ 教育活動支援員の配置
- ・ 特別支援教育補助員の配置
- ・ 特別支援教育指導事例集第14集の発行
- ・ 教育委員会指導部ホームページに「発達障害理解のとびら」開設
- ・ 特別支援教育に関する研修会の実施
  - 教育センターでの研修会
  - 各校園(以下「各校」という。)の指導要請に応えての研修会
  - 発達障害理解に関する研修会のためのDVDの作成・配布
- ・ 教育センター内に「特別支援教育サポート室(仮称)」開設予定

## 2. 特別支援教育コーディネーターの役割

### ○ 特別支援教育コーディネーターとは

本市では、平成18年4月17日付の『特別支援教育推進のための体制整備について』の「2.-(1) 校内の体制整備について」で校内委員会を設置することと、特別支援教育コーディネーターを位置づけるよう示しています。

特別支援教育コーディネーターとは、校園内（以下「校内」という。）の関係者や関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となる役割を担うものです。

### ○ 特別支援教育コーディネーターの役割

#### <校内における役割>

- ・ 校園内委員会（以下「校内委員会」という。）のための情報の収集・準備
- ・ 担任への支援
- ・ 校園内研修（以下「校内研修」という。）の企画・運営

#### <外部の関係機関との連絡調整などの役割>

- ・ 関係機関の情報収集・整理
- ・ 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- ・ 専門家チーム、巡回相談員との連携（「7. 関係機関との連携」で詳説）

#### <保護者に対する相談窓口>

### ○ 特別支援教育コーディネーターの活動

#### <気づきから支援へ>

学校(園)生活（以下「学校生活」という。）を送る上での何らかの困難さは、幼児・児童・生徒本人や保護者からの訴えがきっかけで、あるいは担任などの気づきにより把握が始まります。

特別支援教育コーディネーターは、幼児・児童・生徒本人や、保護者・教職員などの相談の窓口となって、支援につなげていくための橋渡しをすることになります。

#### <支援の方向性を見定める>

特別な支援を必要としている幼児・児童・生徒が「どのような状況であり、どのような支援が必要か?」「どのような支援のプロセスに導くか?」を見極めることが必要になります。特別支援教育コーディネーターは、相談内容に関わる全ての課題について、専門的な知識・技能を持っているわけではありません。従って、相談の内容のあらましを見極め、相談に訪れた幼児・児童・生徒や保護者を支援につながる次のステップへ適切に導いていくことが求められます。

#### <関係者のチームワークで支援を深める>

校園内の関係職員、外部の専門機関からそれぞれの持てる力を引き出し、それらを組み合わせ、具体的な支援の計画を策定し、支援していくことがコーディネーションです。校内体制での取り組みを進めるために特別支援教育コーディネーターは、さまざまな意見や異なる立場にある関係者間の調整役を担うことが求められています。さまざまな意見をまとめて、今後の幼児・児童・生徒の支援につながる具体的な方策を職員間で合意できるように調整します。

## ○ 特別支援教育コーディネーターに求められる資質・技能

### <カウンセリングマインド>

傾聴：相談者の語るところを「じっくり聞く」こと

共感的理解：相談者の不安や苦しみをあたかも自分が感じているかのように「共に感じる」こと

受容的態度：「相談者の価値観や人生観を尊重して」これまでのがんばりを肯定的に認めること

こうしたかかわりの中で、幼児・児童・生徒や保護者、担任が今置かれている状況を客観的に把握し、問題の解決や支援へのステップに導いていきます。

### <アセスメント>

アセスメントというと発達検査と捉えがちですが、必ずしもそうではありません。毎日幼児・児童・生徒と接している先生方の行動観察が最も重要です。その観察結果からもアセスメントすることができます。

以下に、①問題の背景を捉えるポイントと②支援の道筋をあげます。

#### 障害に関わる問題がありそうか？

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害などに関わる問題が見られる場合は、それぞれの障害に対応する教育機関などでの相談プロセスに導くことが重要です。

#### LD・ADHD・高機能自閉症等の問題がありそうか？

①全般的な学習の遅れは見られないが、特定の教科や単元の遅れ、指示の入りにくさ、注意の持続の困難、じっとしてられない多動性、対人関係のトラブルの多さ、極端に偏った興味などが見られる。

②校内委員会での検討・判断と、必要に応じて専門機関での判断を求める必要があります。

#### 心理的(神経症的)な問題がありそうか？

①不登校や対人恐怖傾向、不定愁訴、心身症的な訴えなどが見られる。

②校内委員会等での共通理解と、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携。

#### 精神疾患の問題がありそうか？

①特に人間関係をめぐる極端な被害妄想や幻覚、幻聴、幻視などの訴えや症状が見られる。

②児童神経科、児童精神科の医師のいる医療機関との連携。

より深いアセスメントを行うには、その領域の専門的な知識・技能が必要となります。例えば、さまざまな発達検査、心理検査、あるいは対人行動場面の観察なども必要となります。

### <コーディネーション>

学校教育の中にある教育的資源(健康教育部・生活指導部等)と地域にある関連領域の支援資源(民生委員・区保健福祉センター等)を引き出し、それらを組み合わせて、幼児・児童・生徒のニーズに結び付けていくことが求められます。

### 3、発達障害の理解と支援

#### ○ 発達障害の理解

文部科学省では「発達障害」の用語の示す範囲を発達障害者支援法の定義によることとしています。

発達障害者支援法の定義では

「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」となっています。

#### 〔LD(学習障害)〕

基本的には全般的な知的発達の遅れはないのですが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。

#### 〔ADHD(注意欠陥/多動性障害)〕

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

#### 〔高機能自閉症、アスペルガー症候群〕

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言います。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないものです。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されます。

※ 「ADHD」や「広汎性発達障害」は医学的な診断名ですので、安易に使用しないよう留意する必要があります。

#### ○ 発達障害の支援

#### 〔LD(学習障害)への教育的対応〕

LD またはそれに類似した幼児・児童・生徒への指導では、これらの子どもたちが興味・関心、達成感を持てるような授業を組み立てることが基本です。

また、理解を促すため、スモールステップによる指導や、定着を図るため、繰り返し行うなど、まずは一般的な学習原理の適用が考えられます。さらに、LD は、認知能力のアンバランスが推測されることから、苦手な領域や課題に対し、優れた能力を活かして学べるよう、教材の提示の仕方などを配慮することも重要です。それと同時に、コンピューターや計算機など、代替手段の導入も考慮する必要があります。特に困難な領域や課題に対しては、個に応じた指導が可能なティームティーチングの活用や個別指導の時間を設定するなどの支援を考えることが重要です。

#### 〔ADHD・高機能自閉症等への教育的対応〕

ADHD・高機能自閉症等の幼児・児童・生徒の教育的ニーズは多様であることから、行動面の実態把握に加え、教科学習や対人関係等、学校生活への適応状況の把握を総合的な観点から行うことが必要です。

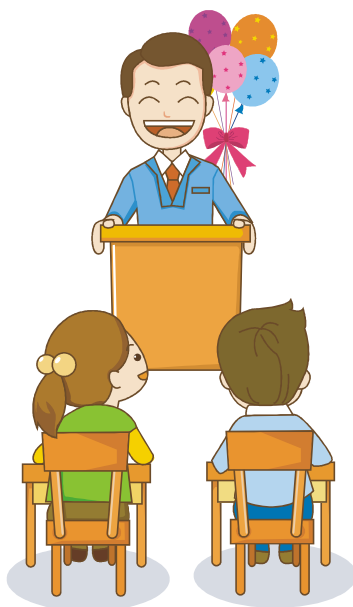
過去の失敗経験の積み重ねから、自信を失っていることも少なくないため、支援

に当たっては、まず、自尊心、自己有用感の向上に配慮することが重要です。また、社会生活を営むにあたって、具体的なスキルの獲得を目指したソーシャルスキルトレーニング[人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動（非言語的な行動も含めて）を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法]も有効です。

同時に、周囲(例えば、クラスメイト、その保護者など)への理解啓発も積極的に進める必要があります。社会適応にも困難を示すことがあることから、早い時期から、障害の特性に配慮した職業に関する教育も考慮する必要があります。

ADHDの幼児・児童・生徒の多動への対応については、早期からの適切な指導を行う必要があります。また、主治医により投薬(中枢神経刺激剤等)が行われているケースもあることから、医療との連携も考慮する必要があります。

高機能自閉症等の幼児・児童・生徒は、光や音、身体接触などの刺激への過敏性があること、問題を前後の文脈の中で捉えることが苦手なこと、さらには、過去の不快な体験を思い出して混乱状態に陥るなどの特性もあることから、周囲がこれらのことについて十分に理解し、対応することが必要です。また、見通しが持てない状況や、変化が多い状況など、不確定要素の多い状況では、不安が高まり、困惑しやすいため「いつ、どこで、何をするか」などを具体的に示すことも重要です。特に思春期に入ると、情緒的な問題を示すこともあるので、医療と連携しながらていねいに対応することが必要です。



## 4、個別の教育支援計画・個別の指導計画

### ○ 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児・児童・生徒に関わるさまざまな関係者（教育、医療、福祉などの関係機関の関係者、保護者など）の連携のために、幼児・児童・生徒の障害の状態などに関わる情報を共有化することと、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などを示すことを目標に策定した計画です。

この計画の策定、実施、評価、改善（「Plan-Do-Check-Action」のプロセス）を通して、教育的支援をよりよいものに改善していくことが大切です。作成作業においては保護者の積極的な参画を促し、計画の内容や実施について保護者の意見を十分に聞いて、計画を作成・実施し改善していくことが重要です。

個別の教育支援計画は、幼児・児童・生徒の状況や学校園の実情などに応じて、まずは保護者との連携を図りながら情報を収集して作成に取り掛かることが大切です。そして、作成・実施・評価のプロセスを通して改善を加えていくこととします。

### ○ 個別の指導計画

個別の指導計画は、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校園（以下「学校」という。）における教育要領・教育課程や指導計画、当該幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画等を踏まえ、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、より具体的な指導目標や指導内容・方法を盛り込んだものです。

個別の指導計画は、校内関係者との連携のもとに作成していくこととなりますが、その話し合いでは学級担任の持つさまざまな情報が必要となります。従って、担任の日々の観察記録が大切となります。

個別の指導計画の立案、作成は、次のような手順で行います。

#### ① 情報の収集

担任が観察した様子、保護者や関係者の情報、個別に蓄積されたファイル等から、配慮や支援が必要な実態を把握します（例：「文字の読みが苦手」「文字がうまくかけない」「集中が続かず他のことに気をとられてしまう」等）。

#### ② 目標の設定

目標の設定に当たっては、焦点を絞り、子どもにとっての具体的な目標を設定します（例：「指示を理解する」「机上を整理する」「ワークシートの枠内に文字を書く」等）。また、単元、学期、学年ごとなどに行うことが大切です。

#### ③ 手立ての工夫

目標に対する具体的な手立てを設定します（例：配慮としては、「保護者と1週間ごとに情報交換をする」「さりげなく応援してくれる友達を同じグループにする」「座席の位置を前にする」等、支援としては「全体への指示の後、その子に指示をして理解したかどうかチェックする」「1時間目の開始までに机上に学習の準備ができるようチェック表を導入する」「大き目のマス目のワークシートを用意する」等）

幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、目標、手立てや実施の方法、実施期間などを具体的に書き込みます。

#### ④ 評価

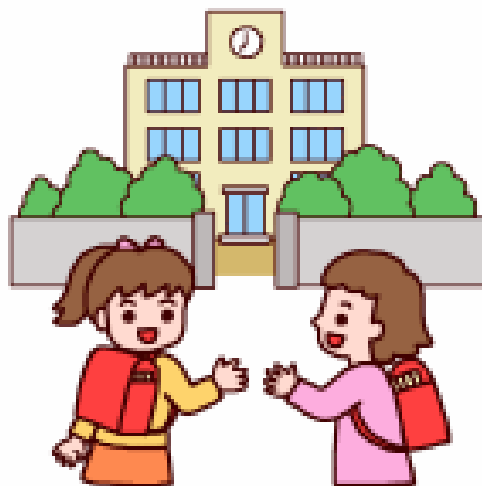
設定された目標に沿って指導した結果、どのように変わったか等について、校内委員会で評価を行います。そして、その評価に基づき、次の指導目標について検討します。

なお、一連の取り組みの結果と経過は個別の指導計画に記録しておきましょう。

#### ⑤ 引継ぎ

引継ぎでは、個別の指導計画を渡すだけでなく、時間をとって話し合いを持つことが望まれます。また、進学や転学などに際しては、適切な指導が一貫して行われるよう、保護者の了解のもと、計画が引き継がれていくことが大切です。

※ 今回改訂された学習指導要領では小学校・中学校とも、総則の中で「・・・例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、・・・」と示され、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が求められています。



## 5. 校内の支援体制づくり

校内の支援体制を確立するに当たっては、系統的な支援を行うための組織と仕組みを構築する必要があります。具体的には、次のような体制の構築を目指します。

### ○ 特別支援教育コーディネーターの位置づけ

特別支援教育コーディネーターを位置づけ、校内の教職員や校外の専門家・関係機関との連絡調整に当たる仕組みを整備する。

### ○ 校内委員会を設置して、校内全体で支援する体制を整備する。

各学校においては、校園長（以下「校長」という。）のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の実態把握や支援方策の検討などを行うため、校内に特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置することが必要です。

校内委員会の役割・構成メンバーなどは＜実践編 I＞の「5、校内委員会の開催」で詳しく説明します。

なお、特別支援学校においては、地域の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めることが求められています。

### ○ ケース会議の開催

ケース会議が必要と考えられる幼児・児童・生徒については、校内委員会だけではなく、必要に応じて柔軟にかかわりのある人たちで小さなチームを作って指導や支援のあり方などを検討する会議を運営します。

ケース会議の開催については、＜実践編 I＞の「11、ケース会議の開催」で詳しく説明します。

### ○ 指導体制の整備

該当学級の学級担任だけでなく、同学年の担当教員、専科担当教員、その他ティームティーティング担当教員、少人数指導担当教員等の人材を活用して個別や小集団での指導体制を整備します。

### ○ 専門家による支援の活用

巡回相談員、特別支援学校の教員など専門知識を有する教員、スクールカウンセラー等心理学の専門家などによる支援を活用します。

なお、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児・児童・生徒がいじめや虐待の被害を受けている場合や、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校に至っている場合などにおいては、例えば校内の生活指導部との連携を図るなど、総合的に幼児・児童・生徒への対応が必要な場合もあります。

## 6、保護者との連携

教育活動を円滑に進めていく上で、保護者との連携はとても重要です。とりわけ特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒については、保護者との情報交換を通して幼児・児童・生徒や保護者のニーズを把握するとともに、支援の方法などについて説明し、保護者の理解を得ることが重要です。

保護者との連携を進めていく上で、重要な点について述べます。

### ○ 保護者との情報交換

- ・ 支援を必要とする幼児・児童・生徒に気付いたら、保護者との情報交換を心がけます。その大前提になるのが、保護者との信頼関係です。保護者の気持ちを受け止めることを心がけて話し合うようにしましょう。
- ・ 保護者の感じている幼児・児童・生徒の学習面、行動面、対人関係などの困難さとともに、ニーズを聞き取ります。
- ・ 幼児・児童・生徒の困難な要因を考えて支援の手立てを考えるためには、次のような情報を把握しておくことが考えられます。

家庭の様子

生育歴(ことば、社会性、運動、基本的生活習慣など)

医療機関の受診歴

就学前の様子や小学校での状況など

これらの情報を保護者の理解を得て収集し、支援の手立てをともに検討していきます。

### ○ 保護者を含むチームでの話し合い

指導が困難な場合、担任一人では解決の方策が見つけないものです。そのような場合、さまざまな方法を検討できるように、校内委員会、ケース会議などでの話し合いをできるだけ早く持ちます。その際、必要に応じて保護者に参加してもらうことも考えられます。

また、個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者にも参画してもらうことが重要です。

### ○ 保護者への説明

子どもの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うには、より正確な子どもの状態の把握が重要となります。その際、情報の収集や実態把握を行うことが考えられます。担任は、得られた情報を参考にし、必要に応じて校内・校外の関係者にも提供した上で、個別の指導計画を立てることについて、保護者に説明し、理解を得ておくことが大切です。また、そのようにして立てた個別の指導計画について、保護者への説明責任(アカウントビリティ)が生じることは言うまでもないことです。

## 7. 関係機関との連携

特別な教育的支援が必要な子どもの支援に当たっては、広い視野を持って、専門家や医療、福祉などの関係機関との連携を推進していくことが求められます。

### ○ 巡回相談員や専門家チームとの連携

本市では、LD、ADHD、高機能自閉症等発達障害のある幼児・児童・生徒が在籍する学校園を対象に特別支援教育担当アドバイザー等が各校園を巡回して指導・助言を行う「発達障害支援巡回相談」を実施しています。発達障害のある幼児・児童・生徒の学校園での指導、支援に関すること(学習面・行動面・対人関係・集団参加・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等)、発達障害の理解に関すること、関係機関との連携に関することなどの相談を受けています。

また、より専門的なアドバイスを必要とする場合には、特別支援教育に関する専門的知識・経験を有するもので構成された専門家チームを派遣し、指導・助言を行っています。

### ○ 特別支援学校との連携

各校園が、障害の状態や特性などに応じた専門的指導を充実させるためには、障害のある幼児・児童・生徒への専門的な指導を行っている特別支援学校と連携を図ることも大切です。平成21年度から順次実施される特別支援学校の新学習指導要領でも「…各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンター校としての役割を果たすように努めること。…」と示されていますが、大阪市の各特別支援学校では、地域の学校からの要請に応じて支援を行っています。詳細につきましては各特別支援学校にお問い合わせください。

### ○ 医療、福祉、その他の関係機関との連携

幼児・児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人一人の障害の状態や程度等の専門的な判断や個々の障害の特性に基づく適切な指導が必要であることから、個別の指導に当たっては、教育、心理、医療などの外部の専門家の導入や緊密な連携が求められます。また、地域の福祉・医療・労働などとの連携も不可欠です。さらに、企業、地域の人材、保護者などの民間の人材の活用やNPO法人との連携・協力も考慮する必要があります。さらに、大学との連携を深め、学生ボランティアを活用していくことも有効な方策として考えられます。

※ 関係機関との連携を持つためには、その機関がどんなことをしているのかを把握しておくことが大切です。詳細は、大阪府が発行している「くらしの便利帳」や「子育ていろいろ便利帳」、「身体障害、知的障害、精神障害がある方たちの福祉のあらし」や、平成19年(2007年)3月に教育委員会より発行されたリーフレット「大阪市の特別支援教育 ―広げよう つなげよう 理解と支援―」等を参考にして、各機関にお問い合わせください。(大阪市教育委員会指導部のホームページ参照 <http://www.ocec.jp/shidoubu/index.cfm/9.html>)

## 【実践編】

～1年間の活動に沿って～

## 1、引継ぎ資料の確認・整理

今までに作成した「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」などの引継ぎ資料を確認し、新しいクラスごとに整理し直します。校内委員会が中心となって、各学年に依頼してやってもらうなど、新しい担任の先生に、支援を要する幼児・児童・生徒について確認してもらいましょう。昨年度末まで受けていた支援を、新年度の始業式の日から受けることが出来る状態を作るように心がけます。

※ 個人情報の保護には、十分に留意しましょう。

- 子どもの指導・支援にあたって取り扱う情報には次のようなものがあります。
  - ・ 保護者・本人から取得する個人情報
  - ・ 関係機関から取得する個人情報
  - ・ 学校での指導・支援の経過で取得した個人情報
- 個人情報の保護について留意すべき事項には、次のようなことがあります。
  - ・ **利用・取得に関して**
    - 利用の目的を明示して取得し、取得した個人情報は目的以外には使用しない。
    - 利用の目的に照らして、不要な情報は取得しない。
    - 個人情報は、利用する範囲を明示し、それ以外のものには使用しない。
    - 個人情報は、不適切な手段で取得しない。
  - ・ **適正・安全管理に関して**
    - 個人情報は、適切な期間を明示して保管・管理し、期間を修了した段階で、適切に削除・廃棄する。（大阪市文書管理規則参照）
    - 個人情報は改ざんされたり、不用意に削除されたり、紛失することの無いように適切に管理する。
    - 個人情報は、漏洩・盗難の無いように適切に管理する。
  - ・ **第三者への提供と引継ぎに関して**
    - 取得した個人情報を関係機関・学校などの第三者に提供する場合には、事前に、保護者（本人）の了解を得る。

## 2. 特別支援教育年間推進計画の提案

4月中に校内委員会を開催し、そこで年間推進計画を提案しましょう。そこで議論をし、同意されたものを今年度の「特別支援教育年間推進計画」とし、特別支援教育全体会や、教育指導の計画全体会、職員会議等で提案しましょう。

特別支援教育に関わる諸活動は、

- (1) 組織運営・支援体制の整備に関わる内容
- (2) 個別の支援の実施に関わる内容

があります。これらの活動は計画的に実施するものと必要に応じて実施するものがあります。活動を進める中で、適宜、必要な内容を計画するようにしましょう。

下の例を参考に、自校で必要な活動をピックアップして計画を立案しましょう。

〇〇〇〇年度 特別支援教育年間活動計画(例)

活 動 内 容		開催予定会議等	時期
支 援 体 制 の 整 備 ・ 計 画	1. 特別支援教育の理解 (1) 特別支援教育について (2) 特別支援教育の対象や校内体制の組織・運営について (3) 子どもの理解と指導上の配慮について	校内委員会 特別支援教育全体会 教育指導の計画全体会 校内研修会	年度初 め
	2. 校内の実態把握と共通理解 (1) 各学級における実態の把握 (2) 各学級の現状についての共通理解 (3) 保護者への理解啓発 (4) 教育相談 (5) 事例研究と指導法の検討	特別支援教育全体会 教育指導の計画全体会  校内研修会	
個 別 の 支 援 の 計 画 実 施 ・ 評 価 改 善	3. 個別の支援の計画・実施・評価・改善 (1) 個別の支援体制の検討 ・学級での配慮と支援 ・学年体制での支援 ・少人数指導やTTによる指導での支援 ・校内体制による支援 ・通級による指導の検討 ・個別指導の体制の検討 ・個別の指導計画の検討 (保護者・関係機関との連携)  (2) 個別の支援の実施  (3) 個別の支援の評価と見直し ・各自で個別の支援の評価と見直し ・全体で個別の支援の評価と見直しの共通理解	校内委員会      特別支援教育全体会  校内委員会  特別支援教育全体会	

支援体制の 評価 ・ 改善	4. 中学・高校へ進学する子どもの支援の引き継ぎの検討 次年度入学予定の子どもの支援の引き継ぎの検討	進路担当 入学担当 校内委員会 特別支援教育全体会	年度末
	5. 進級に向けて当該の子どもの支援の引き継ぎの検討 6. 特別支援教育の評価 (1) 個別の支援体制の実施状況の総括 (2) 特別支援教育と校内支援の評価と改善(次年度の計画)	特別支援教育全体会 年度末反省全体会	



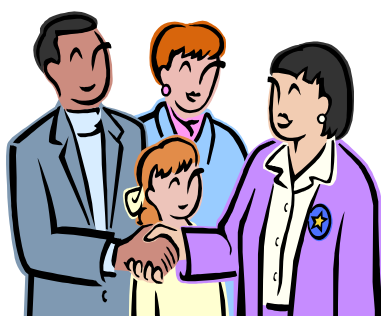
### 3、関係機関担当者との打ち合わせ

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口となることや、校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担うことが求められています。

年度の初めには、時間を設定して、関係機関の担当者への挨拶・打ち合わせをおこなしましょう。日常的に支援を求める関係機関としては、特別支援学校や、通級指導教室が考えられます。

大阪市の特別支援学校では、平成19年12月5日に全市の校園に「知的障害・発達障害などの支援相談について（お知らせ）」を出して、知的障害特別支援学校4校（思斉・生野・住之江・難波各特別支援学校）で支援の内容や申し込みの流れを統一し、地域の学校からの要請に応じ、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含め、知的な面を中心に障害のある幼児・児童・生徒の学習指導や学校生活などへの適切な支援ができるよう地域支援にあたっています。また、知的障害以外の各特別支援学校でも要請に応じて地域支援を行っています。自校がどの特別支援学校に相談できるのかを「大阪市の特別支援教育の概要」に掲載されている通学区域を参考に調べ、各特別支援学校の連絡窓口担当者の確認などをしておくと、その後の支援要請をスムーズに行なうことができるでしょう。

また、各区の保健福祉センターの支援業務担当者、民生委員、児童委員や、幼児・児童・生徒が通っている医療機関などへの挨拶・打ち合わせも必要に応じてしておくとその後の連携がスムーズになるでしょう。



#### 4、巡回相談の申し込み

本市では、LD、ADHD等発達障害のある幼児・児童・生徒が在籍する学校園を支援するため、特別支援教育担当アドバイザーおよび担当指導主事が各校園を巡回して指導・助言を行う「巡回相談」を実施しています。詳細は次の通りです。

申し込み：各校園からの依頼による。(原則として)

期 間：前期－6月1日～10月31日

後期－11月1日～3月31日

内 容：教室を巡回しての参観と指導・助言

(ア) 午前の部(午前10時～12時)

(イ) 午後の部(午後1時30分～3時30分)

(ウ) 校内委員会での指導・助言(参観を実施しない)

巡回相談の申込書は、年度当初に各校園に送付されます。

特別支援教育全体会・校園内委員会などで、巡回相談の必要性について検討し、申し込み期間内に提出するようにしましょう。

また、校園内での研修会を実施される際には、教育センターの指導主事の派遣を要請することも出来ます。

- ・ 特別支援教育全般について
  - ・ 発達障害の理解について
  - ・ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成について
  - ・ 行動面の指導について
  - ・ 特別支援教育を主題にした通常の学級での研究授業
- など、各校園のニーズに応じて研修会の講師を務めます。

指導主事要請票は毎年、4月に前期用、7月に後期用が各校園に送付されます。研修会の計画を立てて、申込期間内に要請票を送付するようにしましょう。



## 5、校内委員会の開催

校内での具体的な支援を検討するために、校内委員会を開催することが必要です。この運営を推進するのも特別支援教育コーディネーターの役割と考えられます。

### <校内委員会の役割>

- 学習面や行動面で特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に早期に気付く。
- 特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒の実態把握を行い、学級担任への支援方策を具体化する。
- 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする個別の支援計画を作成する。
- 校内関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする個別の指導計画を作成する。
- 特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- 専門家チームに判断を求めるかどうかを検討する。なお、LD、ADHD、高機能自閉症の判断を教職員が行うものではないことに十分注意すること。
- 保護者の相談窓口となるとともに、理解推進の中心となる。  
これらの機能を一度にすべて果たせなくとも、徐々に機能を拡充していく方法をとることで基本的な役割を果たしていくことも考えられます。

### <校内委員会の構成メンバー>

学校の規模によって教職員の人数も様々であり、校内委員会の構成メンバーを一律には考えられませんが、例えば、校長、教頭(幼稚園主任)、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭などを中心のメンバーとして固定し、検討する内容によって臨時に参加するメンバーも加えるなど、各校の実情に合わせて決めるといいでしょう。

#### 校内委員会開催計画 (例) ー小学校の場合ー

事前 の 準備	対象児童の決定	当該児童の担任および関係職員・校長等と協議し、校内委員会の開催を決める。	
	委員会の招集	委員会の参加職員の構成を検討し、開催日時を調整する。	
	児童の情報収集	担任、関係職員、保護者などから児童の実態に関する情報を収集する。	
	情報の整理	集まった情報を整理し、資料を作成する。	
開会 実態把握	開会	(1)趣旨・進め方の説明	コーディネーター
	実態把握	(2)担任から児童の概要の説明 ※収集された情報(資料)を配布(提示)	当該児童の担任
		(3)参加関係者からの補足情報説明	参加関係者

判断	(4) 質問と回答を経て、問題状況の整理と確認 (5) 実態を把握し、児童の状況を把握する。	参加者
支援の検討	(6) 支援の検討 ① 当面の支援の検討 ② 専門家への助言依頼の必要性の検討 ③ 個別の指導計画作成の必要性についての検討 ④ 支援の決定と確認 支援の内容(実施者・実施内容) 実施期間および評価時期	参加者
閉会	(7) 次回の日程確認	コーディネーター
	全体会で、校内委員会の決定事項を説明し共通理解を図る。	コーディネーター
	決定した支援策について、その実施状況をモニターし、必要に応じ、支援関係者に働きかける。	コーディネーター

※ 校内委員会での検討の様子や結果については、校内で他の教職員への説明等を通して、共有する必要があります。

※ 校内委員会で用いた資料の管理・保管については、各校園で話し合った上で決めを作り、適切に取り扱うようにしましょう。





## 7、実態把握の実施

児童生徒一人一人に適切な教育的支援をしていくスタートになるのは、教職員の気づきです。次に、その子どもを観察し、問題となっているつまずきや困難などの様子を正確に把握することが大切です。

その手立ての一つとして、チェックリストの活用があります。ここでは、文部科学省が公開している「児童・生徒理解に関するチェックリスト」を紹介합니다。これは、教育センターのホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。なお、チェックリストは担任が一人で行うのではなく、複数の目でそれぞれがつけてみて、すりあわせをすると、その子どもの実態により近いものになると思われれます。

### 「児童・生徒理解に関するチェック・リスト」

このチェック・リストは、文部科学省が平成14年に実施した、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査のために作成されたものです。

詳細については、「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003/03028 発表）の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査」調査結果を参照してください。

#### （目的）

チェック・リストの結果は、指導者が子どもの理解を深め、子どもにとってより望ましい教育の在り方を検討するために活用することを目的としています。LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等を判断することを目的としたものではありません。

#### （質問項目）

- 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）
- 行動面（「不注意」「多動性-衝動性」）
- 行動面（「対人関係やこだわり等」）

#### （記入方法）

評定は、子どもの学校生活における行動観察に基づいて、該当する評価点を記入してください。

子どもの名前	(男・女)
学校名・学年	学校・年
記入日	平成 年 月 日
記入者	

## ＜学 習 面＞

(「ない:0」「まれにある:1」「ときどきある:2」「よくある:3」の4段階で記入)

	質 問 項 目	評 価 点
<b>聞 く</b>	聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）	
	聞きもらしがある	
	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい	
	指示の理解が難しい	
	話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていけない）	
	計	
<b>話 す</b>	適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す。とても早口である）	
	ことばにつまったりする	
	単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする	
	思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい	
	内容をわかりやすく伝えることが難しい	
	計	
<b>読 む</b>	初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える	
	文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする	
	音読が遅い	
	勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）	
	文章の要点を正しく読みとることが難しい	
	計	
<b>書 く</b>	読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない）	
	独特の筆順で書く	
	漢字の細かい部分を書き間違える	
	句読点が抜けたり、正しく打つことができない	
	限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書かない	
	計	
<b>計 算 す る</b>	学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい（三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）	
	簡単な計算が暗算でできない	
	計算をするのにとっても時間がかかる	
	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい（四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算）	
	学年相応の文章題を解くのが難しい	
	計	
<b>推</b>	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい（長さやかさの比較。「15cm は150mm」ということ）	

論 す る	学年相応の図形を描くことが難しい（丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図）	
	事物の因果関係を理解することが難しい	
	目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい	
	早合点や、飛躍した考えをする	
	計	

（各項目の評価点合計12点以上）

### ＜行 動 面＞

（「ない、もしくはほとんどない：0」「ときどきある：1」

「しばしばある：2」「非常にしばしばある：3」の4段階で記入）

質 問 項 目	評 価 点	換 算 点
学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする		
課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい		
面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる		
指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない		
学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい		
集中して努力を続けなければならない課題(学校の勉強や宿題など)を避ける		
学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう		
気が散りやすい		
日々の活動で忘れっぽい		
<b>換算点 計(6点以上)</b>		
手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする		
授業中や座っているべき時に席を離れてしまう		
きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする		
遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい		
じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する		
過度にしゃべる		
質問が終わらない内に出し抜けに答えてしまう		
順番を待つのが難しい		
他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする		
<b>換算点 計(6点以上)</b>		

評価点 0点と1点は、「0点」に換算する

評価点 2点と3点は、「1点」に換算する

## ＜行 動 面＞

(「いいえ:0」「多少:1」「はい:2」の3段階で記入)

質 問 項 目	評 価 点
大人びている。ませている	
みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている(例:カレンダー博士)	
他の子どもは興味を持たないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」を持っている	
特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんと理解していない	
含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受けとめてしまうことがある	
会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある	
言葉を組み合わせて、自分だけにしか分からないような造語を作る	
独特な声で話すことがある	
誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す(例:唇を鳴らす、咳払い、喉を鳴らす、叫ぶ)	
とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある	
いろいろな事を話すが、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない	
共感性が乏しい	
周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言う	
独特な目つきをすることがある	
友達と仲良くしたいという気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない	
友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる	
仲の良い友人がいない	
常識が乏しい	
球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない	
動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある	
意図的でなく、顔や体を動かすことがある	
ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある	
自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる	
特定の物に執着がある	
他の子どもたちから、いじめられることがある	
独特な表情をしていることがある	
独特な姿勢をしていることがある	
<b>計(22点以上)</b>	

## 8、要支援児の情報収集

実態把握の結果、支援が必要であると判断された幼児・児童・生徒についての情報収集を行います。

情報収集の方法には、観察法によるもの、面接法によるもの、検査法によるものの3種類が考えられます。

観察法には幼児・児童・生徒が自然にすごしている状態を観察する自然観察法と時間や場所を任意に設定して行う構造的観察法があり、幼児・児童・生徒の遊びの様子や他者とのかかわりの持ち方、環境への適応の仕方などから情報を収集します。

面接法では、保護者から生育歴や医療受診歴、相談歴などを聞き取ることと同時に、幼児・児童・生徒の話し方、質問の理解の程度、表情、全体の印象など行動面からの情報を得ることも大切です。

検査法は、教育現場や相談場面でよく利用される心理検査や発達検査が考えられます。心理検査は、一定の手続きによっておこなわれ、刺激(検査者からの質問、図版、質問用紙など)に対してどのような反応をするかでパーソナリティーや知能を測定しようとするものです(WISC-Ⅲ、K・ABCなど)。発達検査には、幼児・児童・生徒本人が検査を受けるもの(新版K式発達検査など)だけではなく、保護者が幼児・児童・生徒の発達についての質問に答えるもの(KIDS、S-M社会生活能力検査など)もあります。校内委員会等で検査が必要と判断された場合には、特別支援学校や専門機関に相談して、検査に習熟した人に実施してもらう必要があります。しかし、検査は幼児・児童・生徒にとって負担が大きいものです。必要最小限にすることが望まれます。

情報収集は、幼児・児童・生徒の支援方法を考える上で重要です。気になる点に焦点を絞って観察するなどして情報収集をし、どんなことが出来てどんなことが出来ないのかということを具体的にし、支援の方策を考えるようにしましょう。

また、集めた情報は「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に記録し、その幼児・児童・生徒に関わる教職員全体で共用するようにし、年度が替わっても引き継いでいくようにしましょう。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、保護者や本人の意見を尊重して作成し、保護者にも開示し、就学先、進学先にも引き継いでいきましょう。

言うまでもないことですが、重要な個人情報です。「大阪市個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱うようにしましょう。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の書式は、各校園の実態に応じて作成します。

次ページに「個別の教育支援計画」の書式の一例を紹介します。

幼稚園の個別の教育支援計画(例)

作成者 \_\_\_\_\_

作成日 年 月 日

名 前		生年月日	
住所・連絡先		平成 年 月 日生	
在園時の担任 (加配・補助・支援員)	3歳児	担任名を記入する	
	4歳児		
	5歳児		
障害の状況 入園前の様子、相談歴、発達検査の記録等	生育歴、相談歴(いつ、どこで、誰に)、受けた検査の種類と検査結果、診断名などを記入する。		
実 態			
生 活	食事、衣服の着脱、排泄、睡眠のリズム、感覚の問題(過敏、鈍感さ)について記入する。	こ と ば	理解している語彙、使っている語彙の状態、何語文を使っているか、年齢相応に会話が成立しているかについて記入する。
健康・運動	発育、疾患(持病、アレルギーなど)についての情報、運動発達の状態(粗大運動、微細運動の発達)について記入する	行 動	注意の持続、多動・衝動性、こだわりなどの有無、危険なことをするか、
あそび	興味関心のあるもの、ルールの理解などについて記入する。	社 会 性	興味関心の持ち方(こだわり)、対人関係のとりかた(大人や同級生との関わり)について記入する。
本人・保護者の願い			
支援の目標	できる限り具体的に記述する。		
必要と思われる支援	園での支援	どのような場面で、誰が、どのような支援や指導を行うかを校(園)内委員会や関係者で話し合っして記入する。	
	家庭での支援		
関係機関からの支援情報	支援機関	医療機関、福祉機関などの情報(連絡先、担当者など)や、所見、支援内容について記入する。	
	支援内容		
	支援機関		
	支援内容		
評価・引継事項	教育的支援の成果、次年度への引継ぎ事項を記入する。 目標が達成できた場合は、次の目標を記述する。 目標が未達成の場合は、その理由を記述し、修正目標を記述する。		

私は、以上の内容を了解し、確認しました。 平成 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

小・中学校の個別の教育支援計画(例)

児童・生徒名				生年月日			
保護者名				作成者			
住所・連絡先				作成日			
( ) 小学校の担任				( ) 中学校の担任			
1年:		3年:		5年:		1年	
2年:		4年:		6年:		2年	
3年:		6年:				3年	
障害の状況 手帳の有無、相談歴、 発達検査の記録等		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     生育歴、相談歴(いつ、どこで、誰に)、受けた検査の種類と検査結果、診断名などを記入する。                 </div>					
児童・生徒の実態	学習面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     必要な項目について、抽象的・主観的表現は避け、具体的に文章で記入する。記入時点で問題がなければ問題がないということも記入する。変化してきている部分は随時、記入日を入れて追加する。弱い点ばかりではなく、強い点についても記入を忘れないこと。                 </div>					
	行動面						
	社会性						
	その他						
本人・保護者の願い		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     現在の生活、将来の生活についての希望や願いについて記入する。                 </div>					
支援の目標							
必要と思われる支援	学校での支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     どのような場面で、誰が、どのような支援や指導を行うかを、校内委員会や関係者の話し合いの結果を記入する。                 </div>					
	家庭での支援						
関係機関連携	(教育)	支援機関 支援内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     教育機関、医療機関、福祉機関などの情報(連絡先、担当者など)や、所見、支援内容について記入する。                 </div>				
	(医療)	支援機関 支援内容					
	(福祉)	支援機関 支援内容					
評価・引継事項		教育的支援の成果、次年度への引継ぎ事項を記入する。 目標が達成できた場合は、次の目標を記述する。 目標が未達成の場合は、その理由を記述し、修正目標を記述する。					

私は、以上の内容を了解し、確認しました。 平成 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

## 9、保護者の教育相談

特別支援教育コーディネーターの役割の一つに「保護者に対する学校の相談窓口となり、保護者を支援する」ということがあります。以下のことに留意して、相談を受けましょう。

### ○ 保護者の気持ちの受け止め

- ・ 保護者の気持ちの受け止めは、受容と共感を大切にしながら信頼関係が築けるように配慮します。
- ・ 保護者の幼児・児童・生徒への願いや、課題と思っているところ、学習面、行動面、対人関係を丁寧に聞き取っていきます。
- ・ 必要に応じて保護者から家庭の様子、生育歴、療育や医療等の経過についての情報を把握します。

### ○ 保護者とともに考える対応策

- ・ 話し合いの中から、状況を整理し、問題点や改善点について徐々に内容を絞っていき、答えを早急に求めないことが重要です。
- ・ 家庭、学校、関係者が共通理解をしながら、それぞれの立場で出来ることを考え、一貫性のある対応策が導き出せるようにしていきます。

### ○ 保護者への支援体制

- ・ 担任とコーディネーターが連絡を取り合うことを保護者に説明し、担任とともに組織的・継続的に保護者へ支援することへの理解を得ます。
- ・ 状況によっては、校内委員会や専門家チームでの検討について説明します。
- ・ 学校体制として、例えば保護者からの相談窓口をコーディネーターだけでなく校内委員会のメンバーも含める等、複数の窓口を用意することも考慮します。

保護者の要望は様々で、学校での対応が難しいこともあります。しかし、最初から「できません」と言う姿勢ではなく、「まずは考えてみましょう」と言う姿勢で聴くことが大切です。

## カウンセリングマインドを大切に

「傾聴」 保護者の思いや考え、幼児・児童・生徒の指導方法などについて話されることを十分受け止め、じっくり聞くことが大切です。

「共感」 幼児・児童・生徒への関わり方や子育てについて悩んでいる気持ちに寄り添い、共に感じるように心情面で保護者を支援していくことが大切です。

「受容」 これまでの家庭でのがんばりを肯定的に認めることにより、保護者も受容されていると感じ、保護者は励まされ自分自身を肯定的に受容し、さらに目標に向かって進むことができます。

## 10. 校内研修会の開催

年間計画に従って、校内研修会を開催しましょう。研修を開催する際には、学校・園経営、不登校等のための生活指導や、効果的な教科指導などと十分に関連させることが必要です。

研修会を企画する際には、以下の点に留意しましょう。

- 教職員の特別支援教育に関する意識や知識を把握するとともに、研修内容等の要望も聞いて、LD、ADHD、高機能自閉症についての具体的な知識、指導の方法など、研修会のねらいを明確にします。  
(例) 「気づき」のための研修会  
「具体的な支援」のための研修会  
「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成のための研修会 など
- 年間計画については、教職員の理解が具体的な支援につながる研修内容を企画します。
- 障害のある幼児・児童・生徒に、学習不振、登校しぶりやいじめなどのような状態を示す幼児・児童・生徒が少なくないので、そのことも関連させて企画するとよいでしょう。
- 中学校、高等学校段階では、障害のある幼児・児童・生徒が学校生活や家庭生活において問題を抱え、生活指導の対象として注視されることもあることから、生活指導に関する研修でも、生徒の出す様々なサインに気づくための研修を含めることが重要です。
- 外部から講師を招く際には、事前に校内の教職員の特別支援教育に関する理解やニーズ、学校の状況についての情報を伝えておくようにします。  
(※教育センターの指導主事を要請して研修会を開催することもできます。)
- 実施後は、実際の学級経営や指導に役立っているか、教職員の意見をていねいに収集しながら、次回の研修会内容の改善に役立てます。
- 教職員の異動による構成の変更にも考慮して、年度ごとの研修計画を立案するようにしましょう。

次に、教育センターから全校園に配布したDVD「発達障害の理解と支援」を活用した研修会の開催例を紹介します。

### DVDを活用して校内研修会をしましょう

このDVDは、全部視聴すると2時間20分かかります。各校の研修の目的に応じて、以下のように計画してみてください。

#### 1. 特別支援教育についてもう一度、基礎から考えるための研修会を企画する場合。

基礎から特別支援教育を考えるための研修会を企画する場合は、DVDの中の「特別支援教育の概要」の部分をご覧ください。その後、全体で改めて「特別支援教育って何？」ということをテーマに協議してください。

各校の現状を踏まえて何が課題で、何をどのように変えていくのか、そのために何から始めればいいのかということをもみんなで具体的に考えてください。その中で今後の方向性を共通理解し、協力体制・支援体制の構築を図りましょう。

＜展開例＞ 所要時間：約1時間15分

- 研修会の趣旨説明
- DVD視聴  
特別支援教育の概要(Chapter1～6 約38分)
- 全体協議  
DVDの内容を踏まえ、自校の課題について考える。  
具体的にどのように変えていけばいいのかについて話し合う。  
そのために何から取り組むのかについて、協議をする。

## 2、発達障害のある幼児・児童・生徒について「どのように捉え、どのように支援していくのか」についての研修会を企画する場合。

発達障害の幼児・児童・生徒についての理解とその支援の方法についての研修会を企画する場合は、DVD中の「発達障害の各論」の部分をご覧ください。その後、各自が担当している幼児・児童・生徒の様子を思い浮かべ、改めて支援のありかたを具体的に考え、それを出し合ってください。

それぞれの考え方を出しあうことによって、よりよい支援のあり方、協力体制・支援体制を考える会にしましょう。

＜展開例＞ 所要時間：約2時間

- 研修会の趣旨説明
- DVD視聴  
発達障害の各論(Chapter7～15 約1時間30分)
- 全体協議  
DVDの内容を踏まえ、各自、自分が担当している幼児・児童・生徒について、どのような特徴があって、どのように支援をしていけばいいのかについて具体的に考える。  
各自が考えた支援について発表し合い、よりよい支援について全体で協議を行うと共に、共通理解を図り、校園内の協力体制・支援体制を構築する。

## 3、全部を視聴する研修会を企画する場合。

全部を視聴して研修会をしたいとお考えの校園は、まずDVDを全部ご覧ください。その後、自校園の今年度の特別支援教育の年間計画を提示し、共通理解、協力体制・支援体制の構築を図ってください。



<展開例> 所要時間：約2時間半

- 研修会の趣旨説明
- DVD視聴(約2時間20分)
- 特別支援教育年間計画の共通理解

※ 各校の研修の目的に合わせて研修会の計画例をお示しましたが、1、2、を組み合わせることで研修会を開催することが望めます。2ヶ月にわたって(2回連続)の研修会を企画したり、長期休業中に1日を使う研修会を企画したりすることも考えられます。また、繰り返し視聴し、討議することにより理解が深まります。

以下に示す研修会の進行案を参考にしてください。

### 1、「特別支援教育の概要」のみの研修会例(所要時間:約1時間15分)

研 修	コーディネーターの活動	準備物
○ 研修会の趣旨を理解する	○ 研修会の趣旨説明 ・ 特別支援教育について改めて基礎から考えるための会であること。 ・ 特別支援教育は「特別ではない」ということ。 ・ DVDを見た後で、自校の特別支援教育についてみんなで話し合うということ。	
○ DVDを視聴する	○ Chapter1～6 約38分	DVD
○ 自校(園)の特別支援教育の課題について話し合う	○ DVDを見て感じた疑問点や、自校の課題について各自が考え付箋に記入する。 それを出し合い、関係する問題(指導法、幼児・児童・生徒の実態把握、教材、校内の支援体制、保護者との連携、関係機関との連携など)ごとに分類する。(KJ法)※1	付箋
○ 課題解決の方法について話し合う	○ KJ法により分類した結果、みんなが共通して認識している課題を共通理解する。 ○ 共通理解した課題を解決するために、何を、どのように変えていけばいいのか。そのために何から取り組めばいいのかについて話し合い、協力体制・支援体制の構築を図る。	

※1 文化人類学者の川喜多二郎氏(元東京工業大学教授)が考案した創造的開発(または創造的問題解決)の技法で、考案者の頭文字を取って“KJ法”と名づけられています。出されたアイデアや意見、または収集された雑多な情報を1枚ずつ小さなカード(紙キレ)に書き込み、それらのカードの中から近い感じのするものを2、3枚ずつ集めてグループ化していき、それらを小グループから中グループ、大グループへと組み立てて図解していきます。こうした作業の中から、テーマの解決に役立つ

つヒントやひらめきを生み出していこうとするものです。（「生涯職業能力開発促進センター」ホームページより引用）

## 2、「発達障害の各論」のみの研修会例(所要時間:約2時間)

研 修	コーディネーターの活動	準備物
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修会の趣旨を理解する</li> <li>○ DVDを視聴する</li> <li>○ 各自が担当している幼児・児童・生徒について考える</li> <li>○ 特別支援教育全体会（校内委員会）を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修会の趣旨説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害の理解とその支援の方法についての研修会であるということ。</li> <li>・ 改めて各自の知識を整理し直し、目の前の幼児・児童・生徒の支援を考えるための会であるということ。</li> <li>・ DVDを視聴した後で、各自が担当している幼児・児童・生徒について考え、よりよい支援のあり方について、具体的なことをみんなで話し合うということ。</li> </ul> </li> <li>○ Chapter7～15 約1時間30分</li> <li>○ 自分が担当している幼児・児童・生徒について発達障害のような特徴はないかという観点で見直し、その特徴に対して具体的にどのように支援していけばいいのか考える。</li> <li>○ 各自が考えた幼児・児童・生徒の状態、支援の方向性について各学年から1例ずつ発表しあう。</li> <li>○ 発表された例をもとに、幼児・児童・生徒の特徴とよりよい支援のあり方について協議を行い、共通理解を図るとともに、協力体制・支援体制の構築を図る。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">DVD</p>



## 11、ケース会議の開催

ケース会議が必要と考えられる幼児・児童・生徒については、校内委員会だけでなく、必要に応じて柔軟にかかわりのある人たちで小さなチームを作ってケースを検討する会議を開きましょう。

ケース会議とは、具体的な事例を資料として、複数の教員で検討し、課題を明確にしたり、支援策を立案したりする会議です。保護者の協力のもとに、該当する幼児・児童・生徒に関わっている方々から情報を収集できるように連絡調整をすることが望まれます。

会議は、次のような例を参考に進めてみてください。

### ① 幼児・児童・生徒の状況報告

支援が必要な幼児・児童・生徒について、実態把握の結果の報告をします。新たに資料を作るよりも、実態把握をおこなった際のチェックリストを活用するといいでしょう。それをもとに、その幼児・児童・生徒に関わっている複数の教師からその幼児・児童・生徒に関する情報を交換し合ひましょう。

### ② 幼児・児童・生徒の現状と課題の明確化

幼児・児童・生徒の実態について、複数の教師から報告を受ける中で、課題を明確にし、具体的な支援策を考えてきましょう。

### ③ 今後の取り組みや指導方針の確認

最終的に、担任が授業を進める際に取り組んでいくべきことや、全教職員が共通理解して取り組んでいくべきこと等、今後の指導方針の確認をおこないましょう。

### ④ ケース会議の記録

ケース会議の結果を記録しておいて、個別の指導計画につなげるようにしましょう。

特別支援教育コーディネーターは、小グループでのケース会議の実施状況を把握し、会議の内容を校内委員会で報告し合い、職員間の共通理解を図るとともに、必要に応じて校内委員会で特別支援学校や専門機関に相談することや、専門家チームにアドバイス等を依頼することを検討します。

ケース会議を効果的に運営する一つ的手段として、「インシデントプロセス法」があります。

「インシデントプロセス法」を紹介します。

#### 1、インシデントプロセス法とは

インシデントとは「小さな出来事」のことを指します。参加者にはじめに発端となる小さな出来事(インシデント)を提示し、そのことについて、事例提供者や司会者に質問していきます。そうすることで、その出来事の背景や原因となる情報を収集し、対策を考えるという事例研究法の一つです。

インシデントプロセス法で目指す能力は、問題発見、問題分析、意思決定の能力を培うところにあるといわれています。

#### 2、インシデントプロセス法の手順

##### ① 第1ステップ(インシデントの提示)

事例提供者が、インシデント(出来事)を発表し、参加者は内容を把握する。

② 第2ステップ(事実・情報の収集)

参加者が事例提供者に質問し、自分なりに事例を組み立てながら、問題点に関するがあると思える事実を収集する。

このステップは一番重要なステップです。事例提供者や司会者は参加者に次の点に留意することを強調しておきましょう。

- ・ケースの全容は参加者の質問によって解明していく。
- ・事例提供者、司会者はケースの関連情報を把握している。
- ・事例提供者、司会者は質問されたことのみで答える。
- ・同じ質問には答えない。
- ・参加者は他の参加者の質問に常に注目しておく。
- ・事例提供者、司会者はわからないことは「わからない」と答える。
- ・参加者は質問によって得た事実や情報をもとに整理していく。

③ 第3ステップ(解決すべき問題点は何かを明確にする)

第1ステップのインシデントと第2ステップで集めた事実を総合して、自分なりの指令の全体像を作り、問題点を探り整理していく。

④ 第4ステップ(解決策の立案とその理由を固める)

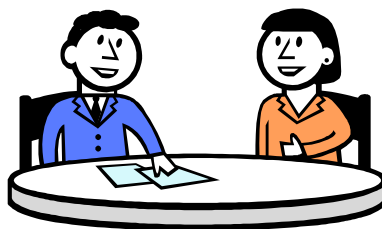
参加者は対応とその理由について話し合い、自分ならこう対応するという具体的な案と、なぜそうするかという理由や根拠についてまとめる。

また、事例提供者は実際の対応とその後の事例の経過について発表する。

⑤ 第5ステップ(このケースから何を学んだかを考える)

事例全体を振り返り、この事例から、また参加者との協議の中から、何を学び取ったかを考える。

※ インシデントプロセス法については、教育センターで開催している「特別支援教育コーディネーター養成研修フォローアップコース」で、講義、演習を行っています。



## 12. 外部機関との連携

校内委員会やケース会議を開催しても、支援の方向性が定まらない事例や、情報が不足している事例などについては、外部の専門機関と連携することによって前進する場合があります。

連携とは、一つの目的(この場合は、幼児・児童・生徒にとってよりよい支援を行うということになります)を達成するために、お互いが持つ専門性を主体的に発揮し合うことです。そのためには、次のような点に配慮することが必要になります。

- ① 連携するもの同士が対等な関係を保つこと。
- ② お互いの努力を認め、尊重し合うこと。
- ③ 継続した連携を図るために、成果や変化、さらにその喜びを共有すること。
- ④ 共通理解をするための共通の言語を持つこと。(専門用語の共通理解)

また、校内での連携と同じように、校外の機関との連携を行う際にも、正確な情報のやり取りを心がける、お互いの専門性を尊重し合う、目的や内容を整理するなどの配慮が必要です。そのためには、連携する相手のことを理解することや、自分の意図を適切に伝えることが必要です。自分の意図を適切に伝えるためには、「何を伝えたいのか」を明確にすることと、その内容によって、伝達手段を考えるということが重要になってきます。基本は直接面談して伝達することですが、そのほかにも以下のような手段が考えられます。伝達したい内容やその重要度を考慮して、使い分けるといいでしょう。

- ① 面談
- ② 電話(表情などが伝わりにくく、込み入った話には向かない)
- ③ 電子メール、ファックス(会議の開催日など単純な内容に限る)
- ④ 手紙(時間はかかるが、丁寧さは伝わる)
- ⑤ メモ(忙しい時は便利だが、読んだかどうかの確認が必要)

電子メールやファックスを利用しての情報の交換は、個人情報保護の上でリスクが伴いますので、ケース会議の開催日などの確認程度の単純な内容に限ります。また、個人情報などを郵送する際には、紛失を防ぐために配達記録をとることや、担当者以外の目に触れないように「親展」文書扱いにすることなどの配慮が必要になります。

特別支援学校や関係機関の担当者を校園へ招聘する際には、事前に了解を取った上で、派遣依頼文書などを出すことも大切です。

外部機関との良好な関係を保ちつつ、効果的な連携を図るために、以上のような内容を踏まえて連携するようにしましょう。

連携先としては、幼児・児童・生徒が通っている医療機関、相談機関、各特別支援学校、通級指導教室などが考えられます。詳細は、平成19年(2007年)3月に教育委員会より発行されたリーフレット「大阪市の特別支援教育 ―広げよう つなげよう 理解と支援―」を参考にして、各機関にお問い合わせください。(大阪市教育委員会指導部のホームページ参照 <http://www.ocec.jp/shidoubu/index.cfm/9.html>)

## 参考文献

小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)

平成16年1月 文部科学省

LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある子どもへの支援のための特別支援教育コーディネーター実践ガイド(試作版)

平成18年3月 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所

学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携ー

平成19年3月 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所

よりよい連携と支援のために 特別支援教育コーディネーターハンドブック

平成20年3月 山梨県教育委員会

特別支援教育指導事例集(第14集)

平成20年3月 大阪市教育委員会

大阪市の特別支援教育概要

毎年度発行 大阪市教育委員会

